各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　　御 中

←　厚生労働省　介護保険計画課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の
公布について

計 37 枚（本紙を除く）

Vol.９０７

令和２年 12 月 28 日

厚生労働省老健局介護保険計画課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線 2164, 2260）
FAX：03-3503-2167

健発 1228 第２号
子発 1228 第１号
障発 1228 第３号
老発 1228 第１号
令和２年 12 月 28 日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長
地方厚生（支）局長
殿

厚生労働省健康局長
厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
（公印省略）

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 212 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和３年１月１日から施行されるところである。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第１　改正の趣旨

１．みなし寡婦（夫）適用の見直しについて

令和２年度税制改正において、未婚のひとり親を対象とした控除が創設されることに伴い、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）等で講じた未婚のひとり親のみなし寡婦（夫）適用に係る規定について、所要の見直しを行うもの。

２．個人所得課税の見直しについて

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を 10 万円引き上げることとされた。これに伴い意図せざる影響や不利益が生じないよう、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号）等の規定について所要の見直しを行うもの。

３．低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除について

令和２年度税制改正において、個人が令和２年７月１日から令和４年 12 月 31 日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用地の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 100 万円を控除することができることとされた。これに伴い、長期譲渡所得に関する特別控除を定める介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）等の規定について所要の見直しを行うもの。

４．押印等の見直しについて

児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）等において、国民に対して押印を求めている手続について、国民の押印等を不要とする改正を行うもの。

５．死亡者の個人番号に係る措置について

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則等において、受給者の死亡の届出の際に死亡者の個人番号を求めないこととする改正を行うもの。

第２　改正の内容

１．児童福祉法施行規則の一部改正

（１）指定小児慢性特定疾病医療支援等に係る負担上限月額の区分の認定に用いるための市町村民税の所得割の額の算定等について、未婚のひとり親へのみなし寡婦（夫）適用に係る規定を削除する。

（２）その他所要の改正を行う。

２．児童扶養手当法施行規則の一部改正

（１）１．（１）に準じた改正を行う。

（２）押印を求めている手続について、押印等を不要とする改正を行う。

（３）その他所要の改正を行う。

３．特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正

（１）１．（１）に準じた改正を行う。

（２）総所得金額に給与所得控除・公的年金等控除が含まれている場合には、その合計額から10万円を控除する等の改正を行う。

（３）２．（２）に準じた改正を行う。

（４）受給者の死亡の届出の際に、死亡者の個人番号を不要とする改正を行う。

（５）その他所要の改正を行う。

４．障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）の一部改正

（１）１．（１）に準じた改正を行う。

（２）３．（２）に準じた改正を行う。

（３）２．（２）に準じた改正を行う。

（４）３．（４）に準じた改正を行う。

（５）その他所要の改正を行う。

５．介護保険法施行規則の一部改正

（１）３．（２）に準じた改正を行う。

（２）低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除の見直しに伴い、新設された租税特別措置法第35条の３第１項の規定を介護保険法施行規則において引用している租税特別措置法の規定に加える改正を行う。

（３）その他所要の改正を行う。

６．健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正

（１）３．（２）に準じた改正を行う。

（２）５．（２）に準じた改正を行う。

（３）その他所要の改正を行う。

７．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の一部改正

（１）１．（１）に準じた改正を行う。

（２）その他所要の改正を行う。

８．ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）の一部改正

（１）１．（１）に準じた改正を行う。

（２）３．（２）に準じた改正を行う。

９．難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）の一部改正

（１）１．（１）に準じた改正を行う。

第３　施行期日等

１．改正省令は、令和３年１月１日から施行する。

２．改正省令の施行に際し必要な経過措置を設けることとする。

○厚生労働省令第二百十二号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項、第二十四条及び第三十四条、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十八条第一項及び第三十二条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第五条、第十九条（第二十六条の五において準用する場合を含む）及び第四十条、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第五十一条の三第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条、第二十九条第一項、第三十五条、第四十三条の二第二項及び第五十二条、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第七条の三　（略）	**第七条の三**　（略）
②　（略）	②　（略）
（削る）	③　第一項の算定に当たつて、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定基準世帯員が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の

第十八条の三　令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第十八条の三の二　所得割（令第二十四条第二号、第三号ロ、第四号ロ及び第五号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

②　（略）

（削る）

生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四条の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第十八条の三　令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第六項とする。

第十八条の三の二　所得割（令第二十四条第二号、第三号ロ、第四号ロ及び第五号に規定する所得割をいう。次項及び第三項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

②　（略）

③　所得割の額を算定する場合には、通所給付決定保護者又は当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四条の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正）

第二条　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

様式第１号を次のように改める。

様式第一号（第一条関係）　　**（表　　面）**

※※　第　　号

※経由町村名	※市区町村受付年月日　令和・・	※町村提出　令和・・　第　　号	※町村再提出　令和・・　第　　号

児童扶養手当認定請求書

あなたのことについて

①ふりがな 氏名・性別	---------- 男・女	③生年月日	大正・昭和・平成・令和　・・生
②個人番号		④障害の有無	ある・ない
⑥住所	TEL（　）	⑤配偶者の有無	ある・ない
⑧職業又は勤務先名	TEL（　）	⑦支払希望金融機関	名称：　口座番号：
⑨勤務先所在地			

⑩公的年金受給状況：受けることができる（種類：　）支給停止（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）

⑪児童の父又は母による死亡遺族補償の受給状況：受けることができる（種類：　）支給停止（　）／受けることができない／年額（　円）

⑫養育費の取決めの有無：ある・ない

児童のことについて

⑬児童の氏名（生年月日）	（平成・令和　・・生）	（平成・令和　・・生）	（平成・令和　・・生）
⑭個人番号			
⑮請求者との続柄・同居・別居の別	同居・別居	同居・別居	同居・別居
⑯監護等を始めた年月日	平成・令和　・・	平成・令和　・・	平成・令和　・・
⑰障害の状態の有無	ある・ない	ある・ない	ある・ない
⑱父母の状況について（該当するものに○をする）	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他
⑲父 氏名			
⑲父 生年月日			
⑲父 現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その当事由及び該当年月日	（　）昭和・平成・令和　・・	（　）昭和・平成・令和　・・	（　）昭和・平成・令和　・・
⑳母 氏名			
⑳母 生年月日			
⑳母 現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その当事由及び該当年月日	（　）昭和・平成・令和　・・	（　）昭和・平成・令和　・・	（　）昭和・平成・令和　・・
㉑児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況	受けることができる（種類：　）支給停止（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）	受けることができる（種類：　）支給停止（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）	受けることができる（種類：　）支給停止（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）
㉒父又は母が障害者である場合 身体障害者手帳の番号及び障害等級			
㉒父又は母が障害者である場合 公的年金の種類・障害等級			
㉒父又は母が障害者である場合 父又は母の職業又は勤務先			

※※認定・却下	支給開始年月	対象児童数	支給停止	手当月額	支払期別金額				証書番号
	年　月	人	支給	月から　円	1月	円	7月	円	第　号
			一部停止	月から　円	3月	円	9月	円	
			全部停止	月から　円	5月	円	11月	円	

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

㉓平成・令和　年分所得	㉔請求者		㉕配偶者		㉖扶養義務者			
氏名								
㉗個人番号								
㉘求者については、㋐70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数㋑特定扶養親族の数㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数）同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請	（㋐　人）（㋑　人）（㋒　人）		（　人）		（　人）		（　人）	
㉙㉘以外で請求者によって生計を維持していた児童	人							
所得額 ㉚児童扶養手当法施行令第４条第１項による所得の額	円	※円	円	※円	円	※円	円	※円
所得額 ㉛児童扶養手当法施行令第３条に定める金品等の額	円	円						
所得額 母又は父に対し支払われた額	円	円						
所得額 母又は父に対し支払われた額の８割相当額　A	円	円						
所得額 児童に対し支払われた額	円	円						
所得額 児童に対し支払われた額の８割相当額　B	円	円						
所得額 合計　A＋B	円	円						
控除 ㉜障害者控除	障人・特人	円	障人・特人	円	障人・特人	円	障人・特人	円
控除 ㉝寡婦控除・ひとり親控除（請求者が母又は父の場合は控除しない。）、勤労学生控除等	寡・ひとり・勤	円	寡・ひとり・勤	円	寡・ひとり・勤	円	寡・ひとり・勤	円
控除 ㉞雑損控除	円	円	円	円	円	円	円	円
控除 ㉟医療費控除	円	円	円	円	円	円	円	円
控除 ㊱小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円	円	円	円
控除 ㊲配偶者特別控除	円	円	円	円	円	円	円	円
控除 ㊳地方税法附則第６条第１項による免除（肉用牛の売却による事業所得）	円	円	円	円	円	円	円	円
児童扶養手当法施行令第４条第１項による控除		円		円		円		円
㉛控除後の所得額		円		円		円		円
所得制限限度額 全部支給		円		円		円		円
所得制限限度額 一部支給		円						

関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。

令和　年　月　日

都道府県知事（福祉事務所長）／市町村長（福祉事務所長）　殿

氏名

※審査	公的年金照合	あり　種類（　）／なし（　）	㉔～㉛の欄及びその他の事項	

上記のとおり相違ありません。

令和　年　月　日

町村長　印

※添付書類：戸籍 イ公的年金調書 ロ診断書・X線フイルム ハ生死不明証明書 ニ遺棄申立書・証明 ホ保護命令決定書 ヘ拘禁の証明書 ト養育費等に関する申告書 チ養育申立書・証明 住民票 リ別居監護申立書・証明 ヌ前住地の所得証明書 ル公的年金給付等受給証明書 その他（　）

備考

◎　裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書（かい）ではつきり書いて下さい。

（裏　　面）

注　意

１　⑦の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。

２　⑩、⑪及び㉑の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

３　⑩、㉑及び㉒の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

４　⑯欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となつた日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。

５　⑲及び⑳の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

６　㉑の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。

７　㉖の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

８　㉙の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
　なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。
⑴　請求者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
⑵　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

９　㉙の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
　また、前年（１月から９月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の12月31日時点において請求者によつて生計を維持していた児童の人数を記入してください。

10　㉚の欄は、前年（１月から９月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

11　㉛の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

12　㉝の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

13　この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
(1)　あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
(2)　請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
(3)　請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
(4)　請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
(5)　児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エツクス線直接撮影写真
　呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
(6)　次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
　(ｲ)父又は母が生死不明の場合、(ﾛ)父又は母が1年以上遺棄している場合、(ﾊ)父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、(ﾆ)父又は母が1年以上拘禁されている場合
(7)　本年１月２日以後現住所に転入された方は、㉘から㊳までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
(8)　児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は児童が公的年金の加算の対象となつている場合には、その給付を行う者の証明書
(9)　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

14　この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

様式第五号の五（第三条の五関係）

様式第五号の五を次のように改める。

（表　面）

※※整理番号　第　号			
※経由町村名	※市区町村受付年月日　令和　・　・	※町村提出　令和　・　・　第　号	※町村再提出　令和　・　・　第　号

児童扶養手当所得状況届

①証書番号	第　号	②氏名		③住所	

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

④　平成・令和　年分所得		⑤　請求者		⑥　配偶者		⑦　扶養義務者			
氏名									
⑧	同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、㋐70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数㋑特定扶養親族の数㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人（㋐　人）（㋑　人）（㋒　人）		人（　人）		人（　人）		人（　人）	
⑨	⑧以外で前年の12月31日において請求者によつて生計を維持していた児童	人							
所得額	⑩児童扶養手当法施行令第４条第１項による所得の額	円	※　円	円	※　円	円	※　円	円	※　円
	⑪児童扶養手当法施行令第３条に定める金品等の額	円	円						
	母又は父に対し支払われた額	円	円						
	母又は父に対し支払われた額の８割相当額　A	円	円						
	児童に対し支払われた額	円	円						
	児童に対し支払われた額の８割相当額　B	円	円						
	合計　A＋B	円	円						
控除	⑫障害者控除	障　人 特　人	円	障　人 特　人	円	障　人 特　人	円	障　人 特　人	円
	⑬寡婦控除・ひとり親控除（請求者が母又は父の場合は控除しない。）、勤労学生控除等	寡・ひとり・勤 円		寡・ひとり・勤 円		寡・ひとり・勤 円		寡・ひとり・勤 円	
	⑭雑損控除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑮医療費控除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑯小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑰配偶者特別控除	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑱地方税法附則第６条第１項による免除（肉用牛の売却による事業所得）	円	円	円	円	円	円	円	円
児童扶養手当法施行令第４条第１項による控除			円		円		円		円
⑲控除後の所得額			円		円		円		円
所得制限限度額	全部支給		円		円		円		円
	一部支給		円						

上記のとおり、所得状況を届け出ます。

令和　年　月　日

都道府県知事（福祉事務所長）
市町村長（福祉事務所長）　殿

氏名

※審査	支給停止の状況	前年度	今年度
		支給・一部停止・全部停止	支給・一部停止・全部停止
	本年又は前年の被災の有無	有（　）・無 令和　・　・	その他の事項

上記のとおり、相違ありません。

令和　年　月　日

町村長　印

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要はありません。字は楷書ではつきりと書いてください。

（裏　　面）

注意

1　この届けは、請求をした日からその年の10月31日までの間に出してください。この期間中に提出がない場合には、手当の支払が差し止められることがあります。

2　①の欄の「証書番号」は、児童扶養手当証書の交付を受けていない人は記入する必要はありません。

3　⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

4　⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

⑴　請求者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

⑵　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

5　⑨の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

6　⑩の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

7　⑪の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取つた金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

8　⑬の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

9　この届けに添えなければならない書類が必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

10　この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

様式第六号を次のように改める。

様式第六号（第四条関係）　　（表　面）

※※ 整理番号　第　　号

※ 経由町村名　　※ 市区町村受付年月日　令和・・　　※ 町村提出　令和・・　第　　号　　※ 町村再提出　令和・・　第　　号

児童扶養手当現況届（令和　年分）

①証書番号	第　号	※ 既認定・新規認定	②氏名	（　歳）	③障害の有無 ある・ない	※第９条・第９条の２の区分 前年度 ９条・９条の２	今年度 ９条・９条の２	⑦支払金融機関	変更 有・無	名称	口座番号
④住所	TEL（　）		⑤職業又は勤務先名	TEL（　）	⑥勤務先所在地						

平成・令和 年分所得	氏名	⑫同一生計配偶者及び扶養親族の数（①一般の老人扶養親族②一般の老人配偶者③70歳以上の老人扶養親族④特定扶養親族⑤19歳以上23歳未満の扶養親族の数）（偶親う親給、同者養（養受は、同者養親歳満扶養親歳未象除対の数）	⑬⑫年日受つ維た前31てよをいで月いに計て外12おき生し童以のにに給て持児	所得額 ⑭児手行条に得養施4項所扶法第1る額童当令第よの	⑮児手行条るの養施3め等扶法第定品童当令に金額	又父対支わた母はにし払れ額	母はにし払れ額8相額	又父対支わたの割当A児にし払れ額	童対支わたの割当B児にし払れ額8相額	合計 A＋B	控除 ⑯障控者除	⑰寡り者場い控婦親が合）除等	⑱損控除	⑲医控療費除	⑳小企済金模共掛除規業等控	㉑配特者除別控偶	㉒地第に則項附1除法第免牛の税条る用に所方6よ肉却業（売事の得	養施4項る除扶法第1よ童当令第よ児手行条に免	㉓控除後の所得額	所得制限限度額 全部支給	一部支給
⑧受給者		人（（イ）人（ロ）人（ハ）人）	人	円	円	円	円	円	円	円	障特 人人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	円
				※円	円	円	円	円	円	円	円	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円	円	円		
⑨孤児等の養育者		人（人）	人	円							障特 人人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※円							円	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円	円			
⑩配偶者		人（人）		円							障特 人人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※円							円	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円	円			
⑪養扶養務者		人（人）		円							障特 人人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※円							円	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円	円			

㉔本年8月1日における対象児童の状況

児童氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	受給理由	入所施設名	障害の有無	身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号	※再診
						有・無	・	
						有・無	・	
						有・無	・	
						有・無	・	
						有・無	・	

㉕父又は母の障害について

氏名

公的年金の受給状況
1 （ア）受けることができない（イ）受給停止となることができる（ウ）受給停止となることができる
2 ㉔に記載された児童について加算の対象に（ア）なっている（イ）なっていない
（種類：　障害等級：　基礎年金番号・年金コード：　）（加算の年額：　円）

身体障害者手帳の番号及び障害等級

父又は母の職業又は勤務先名

㉖父が拘禁されている場合・母が拘禁されている場合　氏名

拘禁終了予定年月日　令和・・

㉗父又は母の死亡に関し㉔に記載した児童が受けることができる公的年金又は遺族補償の受給状況
1 受けることができる　2 支給停止　3 受けることができない　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）

㉘受給者の公的年金受給状況
1 受けることができる　2 支給停止　3 受けることができない　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）

上記のとおり、相違なく現況を届け出ます。
令和　年　月　日
都道府県知事（福祉事務所長）／市町村長（福祉事務所長）　殿　氏名

※添付書類
1 世帯の全員の住民票の写し　2 別居監護申立書・証明　3 養育申立書・証明　4 生死不明証明書　5 遺棄申立書・証明　6 拘禁の証明書　7 戸籍の謄本又は抄本　8 前住地の所得証明書　9 養育費等に関する申告書　10 その他（　）

※審査	本年又は前年の被災の有無	有（　）・無 令和・・	支給停止の状況	前年度 支給・一部停止・全部停止	今年度 支給・一部停止・全部停止	その他の事項
	上記のとおり、相違ありません。　令和　年　月　日					

◎　裏面をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきりと書いて下さい。

（　裏　　面　）

注　意

１　この届けは、毎年８月１日から８月３１日までの間に出して下さい。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

２　⑪の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

３　⑫の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（「扶養親族等」という。）の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。
（１）　受給者については、㋐に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋑に特定扶養親族の数を、㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
（２）　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

４　⑬の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。）又は障害の状態にある２０歳未満の者をいいます。

５　⑭の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

６　⑮の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取つた金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

７　⑯の欄は、あなた又は扶養親族等について該当する人の数を記入し、⑰の欄は、あなたが該当するときに、該当する文字を○で囲んでください。

８　⑰の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

９　㉔の欄の「受給理由」には、次のイからヨまでに該当する事項を選び、その符号を記入してください。
イ　父母が婚姻を解消した。
ロ　父が死亡した。
ハ　父が児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。
ニ　父の生死が明らかでない。
ホ　父が引き続き１年以上遺棄している。
ヘ　父が母の申立てにより保護命令を受けた。
ト　父が法令により引き続き１年以上拘禁されている。
チ　母が死亡した。
リ　母が児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。
ヌ　母の生死が明らかでない。
ル　母が引き続き１年以上遺棄している。
ヲ　母が父の申立てにより保護命令を受けた。
ワ　母が法令により引き続き１年以上拘禁されている。
カ　母が婚姻によらないで懐胎した。
ヨ　その他

10　㉔の欄の「身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号」には、その児童が障害の状態にあることにより身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている場合には、その名称、その手帳に記載されている障害等級及び番号を記入してください。

11　㉕の欄は、㉔の欄の「受給理由」にハ又はリと記入した方だけが記入してください。
公的年金の種類には、下の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。

12　㉕、㉗及び㉘の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けとることができる状態にあるときをいいます。

13　㉗の欄は、対象児童が公的年金若しくは遺族補償を受けることができるか又はその支給が停止されているときは、下の「公的年金の種類」又は「遺族補償の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入してください。

14　㉘の欄の公的年金の種類には、下の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入してください。

◎　この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

公的年金の種類	イ　老齢福祉年金 ロ　イ以外の国民年金 ハ　厚生年金保険の年金 ニ　船員保険の年金 ホ　恩給 ヘ　国家公務員共済組合の年金 ト　条例による地方公務員の年金 チ　地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金 リ　日本私立学校振興・共済事業団の年金 ヌ　農林漁業団体職員共済組合の年金 ル　国会議員互助年金 ヲ　日本製鉄八幡共済組合の年金 ワ　執行官の恩給 カ　旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金 ヨ　戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金 タ　未帰還者の留守家族手当又は特別手当 レ　労働者災害補償保険の年金 ソ　国家公務員災害補償制度の年金 ツ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金 ネ　地方公務員災害補償制度の年金
遺族補償の種類	イ　労働基準法による遺族補償 ロ　国会職員法による災害補償 ハ　船員法による遺族手当 ニ　災害救助法等の法律による遺族扶助金 ホ　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償 ヘ　警察官職務協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付 ト　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付 チ　証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付

添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。）

1　本年の１月２日以降現住所に転入された方は、⑫から㉓までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。

2　あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出してください。

3　あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

4　あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

5　あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

6　あなたが児童扶養手当法第９条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き１年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。
イ　父又は母が死亡しているときは、当該父又は母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません。）
ロ　父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類
ハ　父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類
ニ　父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本

7　㉔の欄の「受給理由」にニ、ホ、ト、ヌ、ル又はワと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。

8　㉔の欄の「受給理由」にヨと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。

9　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いて下さい。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第五条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。 一～五　（略） 六　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等 イ　（略） ロ　受給資格者が令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 （削る） 八｜ホ　（略） 七　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がある受給資格者又は法第七条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第八条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 （削る） 八｜　（略） （死亡の届出） **第十二条**　受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを都道府県知事に提出しなければならない。 一　氏名 二・三　（略）	（認定の請求） **第一条**　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第五条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。 一～五　（略） 六　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等 イ　（略） ロ　受給資格者が令第五条第二項各号に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 ハ　受給資格者が令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 ニ～ヘ　（略） 七　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がある受給資格者又は法第七条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第八条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項各号に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 ハ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 ニ　（略） （死亡の届出） **第十二条**　受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを都道府県知事に提出しなければならない。 一　氏名及び個人番号 二・三　（略）

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第一条関係）

（表　面）

※※
第　　号

※市区町村 受付年月日　令和　・　・	※市区町村　令和　・　・ 提　出　第　　号	※市区町村　令和　・　・ 再提出　第　　号

特別児童扶養手当認定請求書

あなたのことについて

① ふりがな 氏名・性別	男・女	② 生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　・　・	③ 個人番号	④ 配偶者の有無　ある・ない
⑤ 住所	TEL（　　）	⑥支払希望金融機関	名称		口座番号
⑦ 職業又は勤務先名	TEL（　　）	⑧ 勤務先所在地			

障害児のことについて

⑨支給対象障害児の氏名（生年月日）	（平成 令和　年　月　日生）	（平成 令和　年　月　日生）
⑩個人番号		
⑪請求者との続柄（同居・別居の別）	（同　居・別　居）	（同　居・別　居）
⑫父の氏名		
⑬母の氏名		
⑭障害による年金の受給状況	支給されている 支給停止 申請中 支給されない　種類（　）	支給されている 支給停止 申請中 支給されない　種類（　）
⑮身体障害者手帳の番号及び障害等級		
⑯障害名		

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

⑰　令和　年分所得	⑱　請求者	⑲　配偶者	⑳　扶養義務者	
氏名				
㉑個人番号				
㉒同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、㋑70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数㋺特定扶養親族の数㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人 （㋑　人） （㋺　人） （㋩　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）
㉓㉒以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童	人			
㉔所得額	円　※円	円　※円	円　※円	円　※円

控除

㉕障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円
㉖特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円
㉗障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円
㉘	円	円	円	円	円	円	円	円
㉘	円	円	円	円	円	円	円	円
㉙社会保険料等相当額		円		円		円		円
㉚控除後の所得額		円		円		円		円

関係書類を添えて、特別児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。

令和　年　月　日

氏名

知事
市長　　殿

※審査	事項
	上記のとおり相違ありません。 令和　年　月　日 市町村長　　㊞

※※認定（支給停止）・却下	支給開始年月	対象障害児数	手当月額	支払期別金額		証書番号
		（1級）　人	円	12月	円	
		（2級）　人	月から　円	4月	円	第　　号
			月から　円	8月	円	

※添付書類　戸籍、住民票、診断書・X線フイルム、前住地の所得証明書、養育申立書・証明、別居監護申立書・証明、介護申立書、その他（　　）

※備考

（A列4番）

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書（かい）ではっきり書いてください。

（裏　　面）

注意

1　⑥の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称及び口座番号を記入してください。

2　⑫及び⑬の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

3　⑭の欄は、支給対象障害児の障害による年金の受給について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、「障害による年金」とは、厚生年金保険の障害厚生年金又は障害年金、各種共済組合の障害共済年金又は障害年金、労働者災害補償保険の障害補償年金等をいいます。

4　⑳の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

5　㉒の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

(1)　請求者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2)　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

6　㉓の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

7　㉔の欄は、前年（1月から6月までの間に請求をする人の場合には、前々年をいいます。）の所得について都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

8　㉗の欄は、⑱、⑲又は⑳の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

9　㉘の欄は、前年の所得についての地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。

10　この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

(1)　あなたと支給対象障害児の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2)　請求者が父又は母である場合であって、請求者以外の父又は母も支給対象障害児を監護しているときは、その請求者が主としてその障害児の生計を維持していること、又は主としてその障害児を介護していることを明らかにすることができる書類

(3)　請求者が父又は母である場合であって、支給対象障害児と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

(4)　請求者が父母以外の者である場合は、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその障害児を養育していることを明らかにすることができる書類

(5)　支給対象障害児についての医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真

呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他

(6)　本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉒から㉘までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書

11　この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第六号を次のように改める。

様式第六号（第四条関係）

（表　面）

※※整理番号　第　　号	※市区町村受付年月日　令和　・　・	※市区町村提出　令和　・　・

特別児童扶養手当所得状況届　（令和　年分）

①証書記号・番号　第　　号		②氏名		③住所	
④個人番号		⑤受給者	⑥配偶者	⑦扶養義務者	
氏名					
⑧個人番号					
⑨同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給者については、㋑70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㋺特定扶養親族の数、㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））		人 ㋑　人） ㋺　人） ㋩　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）
⑩⑨以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童		人			

		⑤受給者		⑥配偶者		⑦扶養義務者			
⑪所得額		円	※円	円	※円	円	※円	円	※円
控除	⑫障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円
	⑬特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円
	⑭障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円
	⑮	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑮	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑯社会保険料等相当額		円		円		円		円
⑰控除後の所得額			円		円		円		円

⑱本年８月１日における支給対象障害児の状況

障害児氏名	続柄	個人番号	生年月日	同居別居の別	在学学校名	学年
			平成・令和　・・	同居 別居		
			平成・令和　・・	同居 別居		
			平成・令和　・・	同居 別居		
			平成・令和　・・	同居 別居		
			平成・令和　・・	同居 別居		

上記のとおり、所得状況を届け出ます。

令和　年　月　日

知事　殿

市長

氏名

※審査	⑤～⑰欄の記載事項		⑱の欄及びその他の欄の記載事項	

上記のとおり、相違ありません。

令和　年　月　日

市区町村長　㊞

※※所得制限額　　以上・未満

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

（A列4番）

（裏面）

注意

1　この届は、毎年8月12日から9月11日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

なお、本年7月以降に認定請求書を出している方は、出す必要がありません。

2　⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

3　⑨の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（以下「扶養親族等」といいます。）の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

(1)　受給者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2)　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

4　⑩の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

5　⑪の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

6　⑫及び⑬の欄は、扶養親族等について該当する人の数を記入してください。

7　⑭の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

8　⑮の欄は、前年の所得について、地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。

9　本年1月2日以後現住所に転入された方は、⑨から⑮の欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。

10　この届について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第四条　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第二条**　法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条及び第十五条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　受給資格者が令第八条第三項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 （削る） ニ　（略） 五　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第八条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 （削る） ハ　（略）	（認定の請求） **第二条**　法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条及び第十五条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　受給資格者が令第八条第三項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき（ニに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 ニ　受給資格者が令第八条第三項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 ホ　（略） 五　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第八条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 ハ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第八条第四項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 ニ　（略）

（死亡の届出）

第十条　受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、当該受給者の氏名及び死亡した年月日を記載した届書にその死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

（認定の請求）

第十五条　法第二十六条の五において準用する法第十九条の規定による特別障害者手当の受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書（様式第五号）に、次に掲げる書類等を添えて、手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

一～三　（略）

四　受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　受給資格者が令第十二条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

（削る）

ホ　（略）

五　配偶者又は法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第十二条第五項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

（削る）

ハ　（略）

（死亡の届出）

第十条　受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、当該受給者の氏名及び個人番号並びに死亡した年月日を記載した届書にその死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

（認定の請求）

第十五条　法第二十六条の五において準用する法第十九条の規定による特別障害者手当の受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書（様式第五号）に、次に掲げる書類等を添えて、手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

一～三　（略）

四　受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　受給資格者が令第十二条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき（ホに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ホ　受給資格者が令第十二条第四項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

ヘ　（略）

五　配偶者又は法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第十二条第五項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第十二条第五項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

ニ　（略）

様式第三号（第二条・第五条関係）

（表　面）

様式第三号を次のように改める。

※受付　年　月　日　番号

障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届

①　受給資格者	（ふりがな） 氏　名			個人番号	
	住　所				
②　配　偶　者	氏　名		個人番号		住　所
③　扶養義務者	氏　名		個人番号		住　所
	受給資格者との続柄				

		⑤　受給資格者		⑥　配偶者		⑦　扶養義務者	
④　令和　年所得							
⑧	同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給者については、㋐70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㋑特定扶養親族の数、㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人 （㋐　人） （㋑　人） （㋒　人）		人 （　人）		人 （　人）	
⑨	所得額	円	※㋐円	円	※㋑円	円	※㋒円
控除	⑩ 障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円
	⑪ 特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円
	⑫ 障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡・ひとり・勤	円	障・特障・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円
	⑬	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
	⑭ 社会保険料等相当額	円	円		円		円
⑮	控除後の所得額		円		円		円

上記のとおり、相違ありません。
令和　年　月　日

氏名

殿

※審査	

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎　字は楷（かい）書ではっきり書いてください。

◎　※の欄は記入しないでください。

（A列4番）

（裏　　面）

注意

1　③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。

2　⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　　）内に再掲してください。

1　受給者については、㋐に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋑に特定扶養親族の数を、㋒に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

2　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

3　⑨の欄は、前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除額を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。

4　⑩の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。

5　⑪の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。

6　⑫の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

7　⑬の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。

8　⑭の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。

この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。

1　⑨の欄の所得額について、市区町村長の証明書

2　⑩から⑬までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

様式第七号（第十五条関係）

様式第七号を次のように改める。

（表　面）

※受付　年　月　日　番号

特別障害者手当所得状況届

①　受給資格者	（ふりがな） 氏　名			個人番号	
	住　所				
②　配偶者	氏　名		個人番号		住　所
③　扶養義務者	氏　名		個人番号		住　所
	（受給資格者との続柄）				

④　令和　年所得	⑤　受給資格者		⑥　配偶者		⑦　扶養義務者	
⑧　同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給資格者については、㋐70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㋑特定扶養親族の数、㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人 （㋐　人） （㋑　人） （㋒　人）		人 （　人）		人 （　人）	
⑨　受給資格者に係る所得額（欄外の記入要領参照）	円	※ア　円				
⑩　配偶者・扶養義務者に係る所得額			円	※イ　円	円	※ウ　円
控除　⑪　障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円
控除　⑫　特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円
控除　⑬　障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡・ひとり・勤	円	障・特障・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円
控除　⑭	円	円	円	円	円	円
控除　⑭	円	円	円	円	円	円
控除　⑮　社会保険料等相当額	円	円		円		円
⑯　控除後の所得額		円		円		円

上記のとおり、相違ありません。

令和　年　月　日

氏　名

殿

※審査	

（注）⑨欄の記入要領

1　裏面の公的年金等を受給していない人は、都道府県民税に係る前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は前々年）の課税所得（給与所得がある場合には、給与所得の金額から10万円を控除した額）を記入してください。

2　裏面の公的年金等を受給している人は、右により計算した所得額（Gの欄の額）を記入してください。

公的年金等の収入額（種類　・　）（種類　・　）	A	円	※　円
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額	B	円	円
給与所得控除後の給与所得額	C	円	円
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第５条第１項による控除（10万円）	D	円	円
公的年金等以外の雑所得金額	E	円	円
雑所得以外のすべての所得額	F	円	円
所得額　（B＋C－D＋E＋F）	G	円	円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎　字は楷書ではっきり書いてください。

◎　※の欄は記入しないでください。

（A列4番）

（裏　　面）

注意

1　③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。

2　⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

(1)　受給者については、㋐に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋑に特定扶養親族の数を、㋒に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2)　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

3　⑨の欄は、所得がない場合は「なし」と記入してください。

4　⑩の欄は、前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。)の所得について、都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。

5　⑪の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。

6　⑫の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。

7　⑬の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

8　⑭の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。

9　⑮の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。

10　(注)の表中

ア　Aの欄は、下表に掲げる公的年金等(課税対象年金・恩給を含む。)のすべての収入金額を記入してください。また、(　)内に「公的年金等」から該当する記号(ネについては、これに加え、当該公的年金等の名称)を記入し、その年金の種類(障害基礎年金、老齢年金等)を具体的に記入してください。「公的年金等」を2つ以上受けているときはそれぞれ記入してください。

イ　Bの欄は、Aの欄の金額から所得税法第35条第4項の年齢65歳未満である者に係る公的年金等控除額に相当する額を控除した後の金額を記入してください。

ウ　Eの欄は、「公的年金等」以外の雑所得の金額(所得税法第35条第2項第2号に掲げる金額)を記入してください。

エ　Fの欄は、都道府県民税の対象となった、雑所得以外の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計を記入してください。

この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。

(1)公的年金等を除く所得額について、市区町村長の証明書

(2)公的年金等の収入金額について明らかにすることのできる証明書(年金証書等の写)

(3)⑪から⑭までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

公　的　年　金　等

イ　国民年金
ロ　厚生年金保険の年金
ハ　船員保険の年金
ニ　恩　給
ホ　国家公務員等共済組合の年金
ヘ　条例による地方公務員の年金
ト　地方公務員共済組合、地方団体関係団体職員共済組合、地方議会議員共済会又は旧市町村職員共済組合の年金
チ　日本私立学校振興・共済事業団の年金
リ　農林漁業団体職員共済組合の年金
ヌ　国会議員互助年金
ル　日本製鉄八幡共済組合の年金
ヲ　執行官の恩給
ワ　旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員等共済組合連合会が支給する年金
カ　戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金
ヨ　未帰還者の留守家族手当
タ　労働者災害補償制度の年金
レ　国家公務員災害補償制度の年金
ソ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
ツ　地方公務員災害補償制度の年金
ネ　所得税法第35条第2項に規定する公的年金等で上記イ～ツに該当しない課税対象年金

（介護保険法施行規則の一部改正）

第五条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） **第八十三条の五**　法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。 一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、一千万円）以下であるもの 二・三　（略） 四　前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの イ　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭	（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） **第八十三条の五**　法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。 一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、一千万円）以下であるもの 二・三　（略） 四　前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの イ　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第

和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ～ニ　（略）

（法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者）

第九十七条の三　法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、一千万円）以下であるもの。

二・三　（略）

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第百七十二条の二　第八十三条の五、第八十三条の六（第一項第六号を除く。）、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ～ニ　（略）

（法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者）

第九十七条の三　法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、一千万円）以下であるもの。

二・三　（略）

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第百七十二条の二　第八十三条の五、第八十三条の六（第一項第六号を除く。）、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五	（略）	（略）
除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、一千万円）以下であるもの	除く。）	（略）
（略）	（略）	（略）

第八十三条の五	（略）	（略）
除く。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、一千万円）以下であるもの。	除く。）	（略）
（略）	（略）	（略）

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第六条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者）	（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者）
第八十三条の五　法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。	**第八十三条の五**　法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの	四　前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
イ　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下	イ　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下

この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては七十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること

ロ～ニ　（略）

第七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正） （令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法） **第二十六条の三**　所得割（令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。	（令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法） **第二十六条の三**　所得割（令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割をいう。次項及び第三項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

ロ～ニ　（略）

改正後	改正前
２　（略）	２　（略）
（削る）	３　所得割の額を算定する場合には、支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四条の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）	（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）
第三十八条の二　令第二十九条第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。	**第三十八条の二**　令第二十九条第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。
（令第三十五条第二号に規定する額の算定方法）	（令第三十五条第二号に規定する額の算定方法）
第五十一条の二　令第三十五条第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。	**第五十一条の二**　令第三十五条第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。
（令第四十三条の二第二項に規定する額の算定方法）	（令第四十三条の二第二項に規定する額の算定方法）
第六十五条の三　令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六条第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）」と読み替えるものとする。	**第六十五条の三**　令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六条第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）」と読み替えるものとする。

（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（退所者給与金の支給の制限等）	（退所者給与金の支給の制限等）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前条第二項及び第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税（以下この項において「当該年度分道府県民税」という。）に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八	３　前条第二項及び第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税（以下この項において「当該年度分道府県民税」という。）に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十

条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用配当等の額の合計額（以下この項において「基本所得額」という。）とする。ただし、次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を基本所得額からそれぞれ控除するものとする。

一・二　（略）

三　当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

四　当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号の二に規定する控除を受けた者については、三十五万円

五・六　（略）

4　（略）

三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額の合計額（以下この項において「基本所得額」という。）とする。ただし、次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を基本所得額からそれぞれ控除するものとする。

一・二　（略）

三　当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者（同法第二十三条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第十三号に規定する合計所得金額が百二十五万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。）については、二十七万円（当該控除を受けた者が同法第三十四条第三項に規定する寡婦（同法第二十三条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三十四条第三項に該当する者を含む。）であるときは、三十五万円）

（新設）

四・五　（略）

4　（略）

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（市町村民税の所得割の額を合算した額の算定方法） **第六条**　（略） ２　（略） （削る）	（市町村民税の所得割の額を合算した額の算定方法） **第六条**　（略） ２　（略） ３　第一項の算定に当たって、支給認定を受けた指定難病の患者又は当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する支給認定基準世帯員が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四条の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（児童福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第七条の三及び第十八条の三の二の規定は、小児慢性特定疾病医療支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児通所支援（同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が同月以後の場合における同法第二十一条の五の二の障害児通所給付費の支給及び障害児入所支援（同法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が同月以後の場合における同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給について適用し、小児慢性特定疾病医療支援が行われた月が同年六月以前の場合における当該小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児通所支援が行われた月が同月以前の場合における当該障害児通所給付費の支給及び障害児入所支援が行われた月が同月以前の場合における当該障害児入所給付費の支給については、なお従前の例による。

（児童扶養手当法施行規則、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　令和元年以前の年の所得に係る児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届、特別児童扶養手当現況届、特別児童扶養手当認定請求書、特別児童扶養手当所得状況届、障害児福祉手当所得状況届、特別障害者手当認定請求書及び特別障害者手当所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際現にある第二条から第四条までの規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、第二条から第四条までの規定による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正）

第四条　児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の改正規定中様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第一条関係）　　（表　　面）

※※　第　　号

※経由 町村名	※市区町村 受付年月日　令和　・　・	※町村提出　令和　・　・　第　　号	※町村再提出　令和　・　・　第　　号

児童扶養手当認定請求書

あなたのことについて

①ふりがな 氏名・性別	男・女	③生年月日	大正 昭和 平成 令和　・　・　生	④障害の有無 ある・ない
②個人番号				⑤配偶者の有無 ある・ない
⑥住所	TEL（　）	⑦支払希望金融機関	名称	口座番号
⑧職業又は勤務先名	TEL（　）	⑨勤務先所在地		

⑩公的年金受給状況：受けることができる 支給停止 種類（　）／受けることができない 基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）

⑪児童の父又は母による児童の死亡に係る遺族補償の受給状況：受けることができる 支給停止 種類（　）／受けることができない／年額（　円）

⑫養育費の取決めの有無：ある・ない

児童のことについて

⑬児童の氏名（生年月日）	（平成 令和　・　・　生）	（平成 令和　・　・　生）	（平成 令和　・　・　生）
⑭個人番号			
⑮請求者との続柄・同居別居の別	同居・別居	同居・別居	同居・別居
⑯監護等を始めた年月日	平成 令和　・　・	平成 令和　・　・	平成 令和　・　・
⑰障害の状態の有無	ある・ない	ある・ない	ある・ない
⑱母の状況について（該当するものに○をする）	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他
⑲父 氏名			
⑲父 生年月日			
⑲父 現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・
⑳母 氏名			
⑳母 生年月日			
⑳母 現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・
㉑児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となつている父若しくは母の公的年金の受給状況	受けることができる 支給停止 種類（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）	受けることができる 支給停止 種類（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）	受けることができる 支給停止 種類（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）
㉒あなたが障害基礎年金を受けることができるときは、その障害等級（あなたが受けることができる公的年金（児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の受給状況	受けることができる 支給停止 種類（　）／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）	受けることができる 支給停止 種類（　）／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）	受けることができる 支給停止 種類（　）／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）
㉓父又は母がある障害等級と	身体障害者手帳の番号及び障害等級		
	年金の種類・障害等級		
	父若しくは母の職業又は勤務先		

※※認定・却下	支給開始年月	対象児童数	支給停止	手当月額	支払期別金額				証書番号
	年　月	人	支給	月から　円	1月	円	7月	円	第　　号
			一部停止	月から　円	3月	円	9月	円	
			全部停止	月から　円	5月	円	11月	円	

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

㉔平成・令和　年分所得	㉕請求者		㉖配偶者		㉗扶養義務者			
氏名								
㉘個人番号								
㉙同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、④70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数㋑特定扶養親族の数㋺16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人（㋑　人／㋺　人／㋩　人）		人（　人）		人（　人）		人（　人）	
㉚㉙以外で請求者によつて生計を維持していた児童	人							
㉛児童扶養手当法施行令第４条第１項による所得の額	円	※　円	円	※　円	円	※　円	円	※　円
㉜児童扶養手当法施行令第３条に定める金品等の額	円	円						
母又は父に対し支払われた額	円	円						
母又は父に対し支払われた額の８割相当額　A	円	円						
児童に対し支払われた額	円	円						
児童に対し支払われた額の８割相当　B	円	円						
合計　A＋B	円	円						
㉝障害者控除	障害者 特人　人	円	障害者 特人　人	円	障害者 特人　人	円	障害者 特人　人	円
㉞寡婦控除・ひとり親控除（請求者が母又は父の場合は控除しない。）、勤労学生控除等	寡婦・ひとり親・勤労	円	寡婦・ひとり親・勤労	円	寡婦・ひとり親・勤労	円	寡婦・ひとり親・勤労	円
㉟雑損控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊱医療費控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊲小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊳配偶者特別控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊴地方税法附則第６条第１項による免除（肉用牛の売却による事業所得）	円	円	円	円	円	円	円	円
児童扶養手当法施行令第４条第１項による控除		円		円		円		円
㊵控除後の所得額		円		円		円		円
所得制限限度額 全部支給		円		円		円		円
所得制限限度額 一部支給		円						

関係書類を添えて、令和　年　月　日　児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。

都道府県知事（福祉事務所長）／市町村長（福祉事務所長）　殿

氏名

※審査	公的年金照会	あり　種類（　）／なし（　）	㉕～㊵の欄及びその他の事項	
	上記のとおり相違ありません。令和　年　月　日　町村長　印			
※添付書類	戸籍　住民票	イ公的年金調書　ロ診断書・X線フイルム　ハ生死不明証明書　ニ遺棄申立書・証明　ホ保護命令決定書　ヘ拘禁の証明書　ト養育費等に関する申告書　チ養育申立書・証明　リ別居監護申立書・証明　ヌ前住地の所得証明書　ル公的年金給付等受給証明書　その他（　）		
備考				

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いてください。

（裏　面）

注　意

1　⑦の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。

2　⑩、⑪、㉑及び㉒の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

3　⑩及び㉑から㉓までの欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、㉓の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付（労働者災害補償保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金等）をいいます。

4　⑯欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となつた日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。

5　⑲及び⑳の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

6　㉑の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。

7　㉒の欄は、あなたが障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。あなたが受けることができる公的年金のうち児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。

8　㉗の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9　㉙の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
　なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。
⑴　請求者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
⑵　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

10　㉚の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
　また、前年（１月から９月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の12月31日時点において請求者によつて生計を維持していた児童の人数を記入してください。

11　㉛の欄は、前年（１月から９月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

12　㉜の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

13　㉞の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

14　この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
⑴　あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
⑵　請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
⑶　請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
⑷　請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
⑸　児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エツクス線直接撮影写真
　呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
⑹　次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
　㋐父又は母が生死不明の場合、㋑父又は母が1年以上遺棄している場合、㋒父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、㋓父又は母が1年以上拘禁されている場合
⑺　本年１月２日以後現住所に転入された方は、㉘から㊳までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
⑻　児童若しくはあなたが公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は児童が公的年金の加算の対象となつている場合には、その給付を行う者の証明書
⑼　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

15　この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

様式第六号の改正規定中様式第六号を次のように改める。

様式第六号（第四条関係）　　（表　面）

※※ 整理番号　第　号

※ 経由町村名　※ 市区町村受付年月日　令和・・　※ 町村提出　令和・・　第　号　※ 町村再提出　令和・・　第　号

児童扶養手当現況届　（令和　年分）

①証書番号	第　号	※ 既認定・新規認定	②氏名	（　歳）	③障害の有無 ある・ない	※第９条・第９条の２の区分 前年度 ９条・９条の２	今年度 ９条・９条の２	⑦支払金融機関	変更 有・無	名称	口座番号
④住所 TEL（　）		⑤職業又は勤務先名	TEL（　）	⑥勤務先所在地							

平成・令和 年分所得	氏名	⑫同一生計配偶者及び扶養親族の数（70歳以上の老人扶養親族の数（一般の老人扶養親族の数、特定扶養親族の数、19歳以上の控除対象扶養親族の数））	⑬前年の12月31日までに出生した児童以外で、おおむね引き続いて1年以上にわたり児童を養育している者の数	所得額 ⑭児童扶養手当法第４条第１項第１号に掲げる額	⑮児童扶養手当法第13条の２第１項の規定により支給を制限する額	控除 ⑯障害者控除	⑰寡婦（夫）控除	⑱雑損控除	⑲医療費控除	⑳小規模企業共済等掛金控除	㉑配偶者特別控除	㉒地方税法第314条の２第１項第１号に掲げる所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族（同法第292条第１項第８号の２に規定する障害者、同項第９号に規定する特別障害者又は同項第10号に規定する同居特別障害者である者に限る。）に係る控除額	㉓児童扶養手当法第４条第１項第１号に掲げる額の全部又は一部を支給しない場合の控除額	㉔控除後の所得額	所得制限限度額 全部支給	所得制限限度額 一部支給
⑧受給者		人（㋑　人）（㋺　人）（㋩　人）	人	円	円	障害　人 特　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	円
				※　円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
⑨孤児等の養育者		人（　人）	人	円		障害　人 特　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※　円		円	円	円	円	円	円	円	円			
⑩配偶者		人（　人）		円		障害　人 特　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※　円		円	円	円	円	円	円	円	円			
⑪扶養義務者		人（　人）		円		障害　人 特　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※　円		円	円	円	円	円	円	円	円			

㉔本年８月１日現在対象の児童の状況

児童氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	受給理由	入所施設名	障害の有無	身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号	※再診
						有・無	・	
						有・無	・	
						有・無	・	
						有・無	・	

㉕父又は母が障害のため公的年金の受給状況

氏名

1 （ア）受けることができない　（イ）受給停止　（ウ）受給することができる　（種類：　障害等級：　基礎年金番号・年金コード：　）

2 ㉔に記載された児童について加算の対象に（ア）なっている　（イ）なっていない　（加算の年額：　円）

身体障害者手帳の番号及び障害等級

父若しくは母の職業又は勤務先名

㉖父が母を拘禁又は拘禁を禁さされた場合

氏名

拘禁終了予定年月日　令和・・

㉗父若しくは母の死亡に関し㉔に記載した児童が受けることができる公的年金又は遺族補償の受給状況

1 受けることができる　2 支給停止　3 受けることができない　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）

㉘受給者の公的年金受給状況

1 受けることができる　2 支給停止　3 受けることができない　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）

㉙受給者が障害基礎年金等を受けることができる場合における受給者が受けることができる公的年金（㉔に記載した児童を有する受給者に係る加算に係る部分に限る。）の受給状況

1 受けることができる　2 支給停止　種類（　）　基礎年金番号・年金コード（　）　年額（　円）

上記のとおり、相違なく現況を届け出ます。

令和　年　月　日

都道府県知事（福祉事務所長）

市町村長（福祉事務所長）　殿

氏名

※添付書類　1 世帯の全員の住民票の写し　2 別居監護申立書・証明　3 養育申立書・証明　4 生死不明証明書　5 遺棄申立書・証明　6 拘禁の証明書　7 戸籍の謄本又は抄本　8 前住地の所得証明書　9 養育費等に関する申告書　10 その他（　）

※審査	本年又は前年の被災の有無	有（　）・無 令和・・	支給停止の状況	前年度	今年度	その他の事項
	上記のとおり、相違ありません。　令和　年　月　日			支給・一部停止・全部停止	支給・一部停止・全部停止	

◎　裏面をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきりと書いてください。

351　令和２年12月28日　月曜日　官　報　（号外第277号）

（　裏　　面　）

注　意

１　この届けは、毎年８月１日から８月３１日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

２　⑪の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

３　⑫の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（「扶養親族等」という。）の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。
（１）　受給者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
（２）　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

４　⑬の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。）又は障害の状態にある２０歳未満の者をいいます。

５　⑭の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

６　⑮の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取つた金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

７　⑯の欄は、あなた又は扶養親族等について該当する人の数を記入し、⑰の欄は、あなたが該当するときに、該当する文字を○で囲んでください。

８　⑰の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

９　㉔の欄の「受給理由」には、次のイからヨまでに該当する事項を選び、その符号を記入してください。
イ　父母が婚姻を解消した。
ロ　父又はがが死亡した。
ハ　父又はがが児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。
ニ　父又はがの生死が明らかでない。
ホ　父又はがが引き続き１年以上遺棄している。
ヘ　父又はがが母の申立てにより保護命令を受けた。
ト　父又はがが法令により引き続き１年以上拘禁されている。
チ　母が死亡した。
リ　母が児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。
ヌ　母の生死が明らかでない。
ル　母が引き続き１年以上遺棄している。
ヲ　母が父の申立てにより保護命令を受けた。
ワ　母が法令により引き続き１年以上拘禁されている。
カ　母が婚姻によらないで懐胎した。
ヨ　その他

10　㉔の欄の「身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号」には、その児童が障害の状態にあることにより身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている場合には、その名称、その手帳に記載されている障害等級及び番号を記入してください。

11　㉕の欄は、㉔の欄の「受給理由」にハ又はリと記入した方だけが記入してください。
公的年金の種類には、下の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。

12　㉖、㉗から㉙までの欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けとることができる状態にあるときをいいます。

13　㉗、㉘及び㉙の欄は、対象児童又はあなたが公的年金、遺族補償若しくは障害基礎年金等を受けることができるか又はその支給が停止されているときは、下の「公的年金の種類」、「遺族補償の種類」若しくは「障害基礎年金等の種類」から該当する事項を全て選び、その全て符号を記入してください。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入してください。なお、「公的年金の種類」と「障害基礎年金等の種類」の両方に該当する給付がある場合にあつては、「障害基礎年金等の種類」からその符号を記入してください。

◎　この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

公的年金の種類

イ　老齢福祉年金
ロ　イ以外の国民年金
ハ　厚生年金保険の年金
ニ　船員保険の年金
ホ　恩給
ヘ　国家公務員共済組合の年金
ト　条例による地方公務員の年金
チ　地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金
リ　日本私立学校振興・共済事業団の年金
ヌ　農林漁業団体職員共済組合の年金
ル　国会議員互助年金
ヲ　日本製鉄八幡共済組合の年金
ワ　執行官の恩給
カ　旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金
ヨ　戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金
タ　未帰還者の留守家族手当又は特別手当
レ　労働者災害補償保険の年金
ソ　国家公務員の災害補償の制度の年金
ツ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
ネ　地方公務員の災害補償制度の年金

遺族補償の種類

ナ　労働基準法による遺族補償
ラ　国会職員法による災害補償
ム　船員法による遺族手当
ウ　災害救助法による遺族扶助金
キ　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償
ノ　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付
オ　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付
ク　証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付

障害基礎年金等の種類

ヤ　障害基礎年金
マ　旧国民年金法による障害年金
ケ　旧厚生年金保険法による障害年金
フ　旧船員保険法による障害年金
コ　旧恩給法による増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給
エ　戦傷病者の留守家族手当
テ　未帰還者の留守家族手当
ア　労働者災害補償保険の障害補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者傷病年金、障害年金及び傷病年金
サ　国家公務員災害補償制度の傷病補償年金及び障害補償年金
キ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の傷病補償年金及び障害補償年金
ユ　地方公務員災害補償制度の傷病補償年金及び障害補償年金（条例による補償でこれらに相当するものを含む。）
メ　旧国家公務員等共済組合法による障害年金
ミ　旧地方公務員等共済組合法による障害年金
シ　旧私立学校教職員共済組合法による障害年金
エ　旧国会議員の増加恩給
ヒ　執行官の増加恩給

※　なお、ケ、メ、ミ及びシは障害の程度が一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。

添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。）

1　本年の１月２日以降現住所に転入された方は、⑫から㉓までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。

2　あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出してください。

3　あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

4　あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

5　あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

6　あなたが児童扶養手当法第９条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き１年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。
イ　父又は母が死亡しているときは、当該父又は母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません。）
ロ　父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類
ハ　父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類
ニ　父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本

7　㉔の欄の「受給理由」にニ、ホ、ト、ヌ、ル又はワと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。

8　㉔の欄の「受給理由」にヨと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。

9　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

（介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第五条の規定による改正後の介護保険法施行規則第八十三条の五第一号及び第四号、第九十七条の三第一号並びに第百七十二条の二の規定は、要介護被保険者等（介護保険法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下この条において同じ。）が受ける同法第五十一条の三第一項各号に掲げる特定介護サービス及び同法第六十一条の三第一項各号に掲げる特定介護予防サービス（以下この条において「特定介護サービス等」をいう。）が行われた月が令和三年八月以後の場合における同法の規定による特定入所者介護サービス費の支給及び特定入所者介護予防サービス費の支給（以下この条において「特定入所者介護サービス費等の支給」という。）について適用し、要介護被保険者等が受ける特定介護サービス等が行われた月が同年七月以前の場合における当該特定入所者介護サービス費等の支給については、なお従前の例による。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第六条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第八十三条の五第四号の規定は、要介護被保険者（同法附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下この条において同じ。）が受ける旧介護保険法第五十一条の三第一項各号に掲げる特定介護サービス（以下この条において単に「特定介護サービス」という。）が行われた月が令和三年八月以後の場合における旧介護保険法の規定による特定入所者介護サービス費の支給（以下この条において単に「特定入所者介護サービス費の支給」という。）について適用し、要介護被保険者が受ける特定介護サービスが行われた月が同年七月以前の場合における当該特定入所者介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第七条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第二十六条の三、第三十八条の二、第五十一条の二及び第六十五条の三の規定は、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この条において同じ。）、自立支援医療（同条第二十四項に規定する自立支援医療をいう。以下この条において同じ。）及び補装具の購入、借受け又は修理（同条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け又は修理をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法第六条に規定する自立支援給付について適用し、障害福祉サービス、自立支援医療及び補装具の購入、借受け又は修理が行われた月が同年六月以前の場合における当該自立支援給付については、なお従前の例による。

（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第八条の規定による改正後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第五条第三項柱書、第三号及び第四号（同令第十三条第三項において適用する場合を含む。）の規定は、令和三年八月以後の月分の退所者給与金及び特定配偶者等支援金の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の当該支給の制限については、なお従前の例による。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第九条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第六条の規定は、指定特定医療（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定特定医療をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法第五条第一項の特定医療費の支給について適用し、指定特定医療が行われた月が同年六月以前の場合における当該特定医療費の支給については、なお従前の例による。